

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けています。

また、変動する社会、経営環境に対応した迅速な意思決定と経営の健全性の向上を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、すべてのステークホルダーへの価値を高めることで、企業価値向上に努めます。その取り組みとして、「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み、運営方針を示します。

* 上記「コーポレートガバナンス基本方針」につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.tkg.jp.com/img/about/CGB.pdf>)

【ベネッセグループの一員としての当社の考え方】

当社は、企業理念に加え、ベネッセグループの一員としてベネッセグループの理念、目指す姿、行動指針等を共有、継承していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4. 株主総会における権利行使】

現在、当社の株主構成において、海外投資家の保有比率は相対的に低いことから、議決権電子行使制度及び招集通知の英訳を導入しておりません。ただし、今後株主構成が大幅に変更する場合においては、議決権電子行使制度及び招集通知の英訳を進めています。

なお、当社IRサイト、決算説明資料等においては、英語での情報開示をしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. 政策保有株式】

当社は、現在上場株式としての政策保有株式を保有していませんが、非上場株式としての政策保有株式を保有しております。

なお、今後上場株式としての政策保有株式を新たに保有する場合は、株主価値の毀損の有無を前提に、中長期的な経営視点に立ち、当社の経営にとって有意であるか、保有目的や保有することが妥当である根拠やコーポレートガバナンス上の重大な問題がないか等について、その都度、個々の政策保有株式ごとに取締役会にて十分検討し、必要最小限度の保有可否を判断します。

また、現在保有している非上場会社としての政策保有株式及び今後保有した政策保有株式につきましては、取締役会にて政策保有の意義、経済合理性、取引の実態等を検証し、継続保有の可否を毎年定期的に検討します。その結果、保有の意義が希薄となった政策保有株式については、できる限り速やかに処分または株式数を縮減していく方針です。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、親会社である株式会社ベネッセホールディングスとの間で資本業務提携を結んでおり、当社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、同契約に則り、適切に対応しています。

当社と株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引については、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件及びその決定方法の妥当性を複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行っています。また、当社は、関連当事者間取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するか否かの基準を定めています。取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

従業員福利厚生の一環として企業型確定拠出年金(ライフプラン年金)制度を設けています。制度の運用にあたっては、運用機関へのモニタリングを適切に行なうことができるよう、担当部門の経験や資質向上に努めるほか、従業員に対しても説明等を実施しています。

【原則3－1. 情報開示の充実】

当社は、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所が定める規則等の情報開示に関する法令に従って利用者にとって有益な内容となるよう、適時適切に情報開示を行います。また、法令に基づく情報開示以外の情報提供においても積極的に実施し、経営の透明性・公平性を確保します。更に、当社は、グローバル資本市場における評価を得るために合理的な範囲において英語での情報開示を進めます。

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、当社の企業理念に基づいて持続的な企業価値の向上を実現します。

【企業理念】

やればできるという自信

チャレンジする喜び

夢を持つ事の大切さ

私たち
この3つの教育理念とホスピタリティを
すべての企業活動の基軸とし
笑顔あふれる「人の未来」に貢献する

また、取締役会は、株主の皆様に対する重要なコミットメントの1つである中期経営計画を策定し、その実現に向けて最善の努力を尽くします。中期経営計画に基づく業績予想の修正、その他重要な事項が生じたときは、原因分析を行い、即時に開示するとともに、次期以降の計画に反映させます。なお、中期経営計画「To go for the NEXT～ホスピタリティ経営2020～」は、当社IRサイト(https://www.tkg-jp.com/ir/management/mid_plan.html)にて開示しています。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けています。また、変動する社会、経営環境に対応した迅速な意思決定と経営の健全性の向上を通じ、長期的な安定と持続的な成長を実現するため、すべてのステークホルダーへの価値を高めることで、企業価値向上に努めます。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

[取締役]

取締役指名・報酬委員会は、取締役の報酬の決定プロセスについて、その客観性、透明性を保証し、取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。なお、取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬から構成されており、株主総会にて承認されている報酬限度額の範囲内で取締役会が決定しています。

[執行役員]

執行役員の報酬は、基本報酬と業績連動賞与から構成されており、取締役会にて承認されている報酬限度額の範囲内で代表取締役が決定しています。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

[取締役]

取締役指名・報酬委員会は、取締役選任ガイドラインに則り、取締役候補者の指名について、毎期業績等の評価や中長期的な事業成長を実現できる取締役としての資質を十分審議するほか、社外取締役の独立要件について検討し、取締役候補者の指名について取締役会に助言します。取締役会は、取締役指名・報酬委員会の助言を受け、取締役候補者を決定します。

また、取締役の解任については、取締役解任ガイドラインに則り、取締役指名・報酬委員会において十分審議し、取締役解任について取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。

[監査役]

監査役候補者については、会社法の手続に基づいて監査役会の同意を経て、取締役会にて決定しますが、決定にあたっては、監査役としての資質、独立社外監査役の場合の独立要件についての検討を行います。

[執行役員]

執行役員は、取締役の推薦に基づいて取締役会にて選任します。

また、解任については、取締役解任ガイドラインに準じ、取締役会で十分審議のうえ、適切に対応します。

(v)取締役・監査役候補の選任・指名についての説明補充

[取締役・監査役]

各取締役候補者・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集ご通知に記載しています。

【補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、当社の普遍的な経営理念の下に積極的に議論して決定した経営方針、経営戦略に則り、定款、法令、取締役会規則、取締役会付議事項一覧(経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、人事制度、重要な役員人事ほか経営上の重要な事項)の範囲で業務執行の決定を行い、それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程に基づいて代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員、更に各組織の長に対して権限を委譲しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は、適正なガバナンス体制を構築するために、多様な専門的知識や経験等のバックグラウンドを有する複数の独立社外取締役により構成することを基本方針としており、現時点では取締役5名中2名が独立社外取締役となっております。

また、取締役の実効性・透明性を高めるため、独立社外取締役・独立社外監査役にて構成する独立社外役員会を設置し、情報交換、認識共有を図っています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役の独立要件については、「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」(<https://www.tkg-jp.com/img/about/CGB.pdf>)に定めます。

【補充原則4-11-1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、適正なガバナンス体制を構築するために、取締役候補者は、取締役指名・報酬委員会の助言に基づいて取締役会にて決定しています。取締役会の構成については、取締役会全体として適かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるようバランスを考慮し、各事業本部、経営、財務・会計、人事、コンプライアンス等について経験及び知見を有する社内出身の取締役と、より多様な専門的知識や経験等のバックグラウンドを有する複数の社外取締役により構成することを基本方針とし、当社の定款にて8名以内と定めています。

取締役指名・報酬委員会は、取締役選任ガイドラインに則り、取締役候補者の指名について、毎期業績等の評価や中長期的な事業成長を実現できる取締役としての資質を十分審議するほか、社外取締役の独立要件について検討し、取締役候補者の指名について取締役会に助言します。取締役会は、取締役指名・報酬委員会の助言を受け、取締役候補者を決定します。

また、取締役の解任については、取締役解任ガイドラインに則り、取締役指名・報酬委員会において十分審議し、取締役解任について取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の実効性確保のための前提条件】

各取締役及び各監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集ご通知等に記載しています。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性の確保】

独立社外役員会は、取締役会の有効性、全社業績及び各取締役の担当部門業績等について毎年評価を行い、その結果を取締役会に提出します。取締役会は、独立社外役員会の評価に基づいて、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示します。なお、分析・評価結果の概要につきましては、当社IRサイト等でも開示しています。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役のトレーニング】

社内出身取締役及び社内出身監査役については、その活動に必要な企業統治、財務会計、役員として遵守すべき法的な義務、役員として果たすべき責任等の知識習得を目的として外部研修機関を活用しています。また、戦略的な視野の養成、より高いリーダーシップ力の発揮を目的として、中期経営計画策定プロジェクトへ参画すること、代表取締役社長が選定する研修を活用することで、役付取締役や代表取締役社長への昇進を見据えたトレーニング体制を整えています。

社外取締役及び社外監査役については、就任時に会社概要、経営戦略、財務戦略等の基本情報を共有するほか、重要な拠点訪問やイベント等の参加を通じ、事業理解の促進を図っています。更に独立社外役員会を通じた情報交換・相互研鑽を行い、知識更新の機会として外部研修機関を活用しています。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

●エンゲージメントに関する方針

当社は、株主の皆様と建設的な対話をを行うために、「株主の皆様とのエンゲージメント」

(<https://www.tkg.jp/img/about/CGB.pdf>)を策定し、IR担当取締役又は執行役員を選任するとともに、IR業務を行う部門を設置しています。

●エンゲージメント

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家の皆様との強固なエンゲージメントが必要不可欠と考えております。そのために、三大投資家層を成す国内機関投資家・個人投資家・海外機関投資家の皆様それぞれの属性にとって最適と考え得る情報提供の手段・時期・内容等を常に考慮しつつ、当社に対する理解度向上に努めることで、積極的なエンゲージメントの強化を図っていきます。

●株主の皆様との協力

当社は、定期的に株主構造について把握するとともに、必要に応じて実質的に当社株式を所有する株主に関する調査を実施しています。なお、同調査にて判明した情報は、日常のIR活動に活用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベネッセホールディングス	33,610,800	61.90
有限会社エス・ビーアセット・マネジメント	10,709,900	19.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,716,200	3.16
馬場 信治	1,588,900	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,137,000	2.09
石原 純	397,000	0.73
ML PRO SEGREGATION ACCOUNT	278,700	0.51
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	271,700	0.50
石原 恒子	266,000	0.48
GOVERNMENT OF NORWAY	249,600	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社ベネッセホールディングス（上場:東京）（コード）9783

補足説明更新

1. 大株主の状況は、2019年2月28日現在の状況です。なお、当社が保有する自己株式は、136株です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

2月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社及びそのグループ企業との関係において、事業運営及び取引の独立性を保つことを基本として、事業を遂行してまいります。また、親会社及びそのグループ企業との取引条件は、適正な手続きに則り、近隣相場及びその市場価格等を参考に協議のうえ、合理的に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1)親会社について

当社の親会社は、株式会社ベネッセホールディングス(証券コード:9783)であり、当該親会社における当社の議決権保有比率は、61.91%であります。

(2)親会社からの独立性確保に関する考え方について

当社は、親会社である株式会社ベネッセホールディングスとの間で資本業務提携を結んでおり、当社の経営に重大な影響を及ぼす事項については、同契約に則り、適切に対応しています。

当社と株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引について、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件及びその決定方法の妥当性を複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行っています。また、当社は、関連当事者間取引について、その性質や重要性等を鑑み、特別利害関係人に該当するか否かの基準を定めています。取締役会決議においては、あらかじめ当該基準に則り、特別利害関係人であるかどうかについて検討し、対象となった者は、当該決議に参加することができないものとしています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

※ 会社との関係についての選択項目

※本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大村 信明	○	大村信明氏につきましては上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。	長年にわたる金融業界での豊富な経験、知見をもとに、独立的、客観的かつ幅広い視点から当社経営に助言を行っており、社外取締役として選任しております。
岩田 松雄	○	<p>岩田松雄氏につきましては上記a～kに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。</p> <p>同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社リーダーシップコンサルティング 代表取締役社長 ・春秋スピリッツ株式会社 社外取締役 	長年にわたり企業経営に関与しており、豊富な経験や知見、企業の社外役員としての経験をもとに、独立的、実践的、かつ、幅広い視点から当社経営に助言を行っており、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役指名・報酬委員会	5	0	1	2	2	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役指名・報酬委員会	5	0	1	2	2	0	社外取締役

補足説明

取締役候補者の指名、取締役の報酬に係る機能の独立性・客観性を強化するため、諮問機関として設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人との間で、会計監査、四半期レビューの報告等を通じ、監査体制・監査実施状況等の情報を交換する等、連携を確保しています。

また、当社は、各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてのチェック・検討を行うために内部監査室を設置しており、監査役との間に、隨時ミーティングを実施するなかで内部監査の実施状況等を報告する等の連携に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長澤 正浩	公認会計士													
高見 之雄	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長澤 正浩	○	<p>長澤正浩氏につきましては上記a～mに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。</p> <p>同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・長澤公認会計士事務所 代表・株式会社青藍コンサルティング 代表取締役・ムラキ株式会社 社外取締役・株式会社伊藤園 社外監査役・株式会社イワキ 社外監査役・株式会社ヒノキヤグループ 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、会計に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を当社における監査に生かしていただけるものと判断したため選任しております。
高見 之雄	○	<p>高見之雄氏につきましては上記a～mに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。</p> <p>同氏の「重要な兼職の状況」は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・西込・高見法律事務所・ディーエムソリューションズ株式会社 社外監査役・遠州トラック株式会社 社外取締役	弁護士として企業法務等に関する豊富な経験及び専門的見地からの高い見識を当社における監査に生かしていただけるものと判断したため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、大村信明氏、岩田松雄氏、長澤正浩氏、高見之雄氏が東京証券取引所が確保を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、定期的な業績の達成状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬額の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示を行なっておりません。
なお、第36期における取締役（無報酬取締役は除く）4名の年間報酬額は、78,939千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役指名・報酬委員会は、取締役の報酬決定プロセスについて、その客観性、透明性を保証し、取締役会に助言し、取締役会がこれを決定します。

なお、取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬から構成されており、株主総会にて承認されている報酬限度額の範囲内で取締役会が決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じて社内関係部門に追加の情報提供を求め、又は、外部の専門家の助言を得ます。

また、当社は、取締役会、監査役会、取締役指名・報酬委員会、独立社外役員会の支援体制として、それぞれに事務局又は補助人を設置し、議長又は委員長との事前打合せ、情報提供等を実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

他の事項

制度はありますが、現在は対象者がおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催（第36期において開催された取締役会11回）し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況について、逐次討議、検討を行っております。報告日現在、取締役会は5名で構成されており、社外取締役2名を含め十分な論議のうえに、迅速な意思決定を行いうる人数規模となっており、取締役会には監査役が出席し、各々の取締役会において上程された議案・報告事項等に対して意見を述べる等、取締役の業務執行の状況について適切な監査を実施しております。さらに、コンプライアンス経営を徹底するため、危機管理委員会を設置し、同委員会にて重要な問題を審議する等の活動を行うとともに、取締役会及び監査役会に定期的にその結果を報告するとともに、内部監査室と連携を図ることにより、二重のチェックを行うものとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営の監査及び組織経営の効率化、コンプライアンスの徹底を推進するために相当の体制が整備されていると判断し、現在のガバナンス体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社であり、5月下旬に定時株主総会を開催いたしますので、5月下旬に定時株主総会を開催する上場会社数があまり多くないことに鑑み、当社の定時株主総会の開催日は必然的に集中日を回避して設定されているものと考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間に数回、個人投資家向け説明会を開催しており、業界動向や事業の概況、および今後の方針等について、説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎半期決算時に決算説明会を開催しており、事業概況及び今後の方針等について、代表者自身による説明を行っております。 また、毎四半期決算時にスマーチミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	通常の資料掲載に加え、決算説明会の動画配信などを行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及びコーポレートガバナンス基本方針を制定し、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針及びその運用状況の概要

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針及びその運用状況は、次のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是に基づき、従業員1人ひとりが働きがいを実感して成長できるよう支援しています。更に、コンプライアンス経営を徹底するため、従業員の具体的行動指針としてベネッセグループ行動指針及び当社社訓を周知し、適時その啓発に努めるとともに、リスクマネジメント及び危機管理に係る対応策を計画、調整、統制する機関として、危機管理委員会を設置して、個別業務ごとに設置された各部門の一部の部門長等を担当者とし、同委員会にて定期的にコンプライアンス上の情報共有と重要な問題を審議する等の活動を行うものとします。

危機管理委員会は、必要に応じて取締役会及び監査役会に審議の結果を報告するとともに、内部監査室と連携を図ることにより、二重のチェックを行うものとします。

取締役は、重大な法令違反、その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を見た場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとします。また、当社は、当社の使用人から直接報告等を行うことができる内部通報窓口「企業倫理ホットライン」を設置し、内部監査室がこれを運営するものとします。

更に、当社は、取締役等経営層の問題に係る内部通報窓口「監査役直通ホットライン」を設置し、監査役がこれを運営し、監視機能の更なる向上を図るものとします。

<主な運用状況>

当社は、社是に基づいて従業員1人ひとりが働きがいを実感して成長できるよう支援しています。更に、従業員の具体的行動指針としてベネッセグループ行動指針及び当社社訓を周知し、法令遵守の徹底を図っています。

また、リスクの発生防止に係る機関としての危機管理委員会を定期的に開催し、適宜代表取締役への報告や定期的に取締役会及び監査役会に審議の結果を報告するとともに、内部監査室等と連携することにより、重要な問題の対応を図りました。更に、経営幹部の出席する経営会議等における情報共有、管理者へのコンプライアンス研修を通じ、再発防止に努めました。

当社の使用人から直接報告等を行うことができる内部通報窓口「企業倫理ホットライン」及び「監査役直通ホットライン」は、内部通報制度運用規程に基づいて適切に運営しました。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を策定し、同規程に従ってこれらの情報を保存及び管理するとともに、情報の保存及び管理の統括管理者を定めるものとします。

具体的には、文書管理規程に基づいて、取締役の職務執行に係る情報は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、必要に応じて取締役及び監査役がこれらの文書を閲覧することが可能な状態を維持するものとします。

<主な運用状況>

文書管理規程に基づいて取締役会の資料、議事録等を適切に保存しました。

また、決裁に係る稟議書は、電子化され、迅速、安全かつ適切に管理していることを確認しました。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクを管理するために、リスク管理規程、危機管理委員会運営細則及び緊急対策本部運営基準を策定し、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備するものとします。平常時の体制として、危機管理委員会が当社を横断的に統括するものとし、同委員会は、全社的にリスク管理状況を確認し、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告するものとします。

なお、リスク管理状況において、不測の事態が生じた場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の発生を防止し、これを最少にとどめる体制を整えるものとします。

<主な運用状況>

既に、リスク管理規程等を策定しており、引き続き同規程に則り、適切な運用を行っております。

また、危機管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の強化に努めました。

なお、当事業年度におきましては、緊急対策本部が設置される不測の事態はありませんでした。更に同本部の運営基準を見直すことにより、同本部が設置される基準を見直し、不測の事態に備える体制を再構築しました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、職務権限規程を策定し、同規程に基づいて個々の職務の執行を行うとともに、取締役会において定期的に職務の執行状況を担当取締役が報告するものとします。

更に、当社は、取締役会等において、定期的に業務の進捗状況をレビューし、業務の改善を促す等、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築するものとします。

<主な運用状況>

当事業年度におきましては、経営環境の変化に適切かつ迅速に対応するため、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分担を明確化し、新たに執行役員制度を導入しました。当該制度導入に伴い、職務権限規程を見直し、代表取締役、業務執行取締役、執行役員、更に各組織の長に対して適切に権限を委譲し、業務を執行しております。

なお、取締役会は、定款、法令、取締役会規則の範囲で業務執行の決定を行うほか、進捗状況をレビューいたしました。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社及び親会社の子会社(当社に子会社は、ございません。)からなる企業集団における内部統制の構築を目指し、当社と親会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するものとします。

また、当社と親会社との間で定期的に経営状況報告会及び連絡会議等を開催し、一定の重要事項については、親会社との間で協議又は報告を行うことにより、財務報告に係る業務の適正を確保するための体制を構築するものとします。

なお、当社は、親会社との取引において、親会社以外の株主の利益に配慮し、法令に従い適切に業務を行うこと等を基本方針とするものとします。

<主な運用状況>

親会社である株式会社ベネッセホールディングス及びその関連子会社との会議を定期的に開催し、業務報告及び意見交換を行いました。

なお、当社と親会社である株式会社ベネッセホールディングスを含むベネッセグループとの取引については、同グループからの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については、取引条件及びその決定方法の妥当性を複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行いました。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から取締役会に要請があった場合は、取締役会は、監査役が監査業務に必要な事項を命令することのできる職員を配置するものとします。

当該職員の人事に関する事項については、監査役の同意を得るものとします。

また、当該職員は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令により補助を行うものとします。

<主な運用状況>

当社は、監査役の要請に基づいて監査役補助人を配置しており、監査役補助人の人事に関する事項については、監査役の同意を得るものとしております。また、監査役補助人は、監査役の指揮命令により監査役業務の補助をしており、取締役の指揮命令は受けおりません。

7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、重要な決定事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、都度報告するものとします。

内部監査室は、内部通報窓口「企業倫理ホットライン」の適切な運用を維持するとともに、その状況及び内容を速やかに監査役へ報告する体制を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、適切な報告体制を確保するものとします。

また、当社は、監査役に報告をしたことを理由として人事上その他一切の点において不利な取扱いを受けないようにするものとします。

更に、当社の使用人から取締役等経営層に係る問題について、監査役に対して直接報告等を行うことができる内部通報窓口「監査役直通ホットライン」を設置し、監査役がこれを運用するものとします。

<主な運用状況>

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、重要な決定事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、都度報告する体制を整えております。

また、当社は、従前から内部通報制度規程において、内部通報者が不利な扱いを受けないように定めておりましたが、当事業年度におきましては、当該規程を内部通報制度運用規程として改定し、通報者が不利な取扱いを受けず、また、内部通報をより適切に扱うように定めました。「企業倫理ホットライン」及び「監査役直通ホットライン」は、同規程に基づいて適切に運営されております。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について毎年一定額の予算措置をとるものとします。

また、監査役が当該費用の精算を求めた場合は、経理規程に基づいて適切に精算を行うものとします。

<主な運用状況>

監査役の職務に必要な費用について、予算措置を講じるとともに、監査役の請求に従って適切に処理しました。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、各取締役との間で四半期に1回、監査法人との間で四半期に1回、それぞれ意見交換会を設けるものとし、必要に応じて外部の弁護士との間で意見の交換を行うものとします。

また、監査役は、当社の重要な会議に出席するとともに、決裁書等重要な文書を閲覧することができるものとします。

<主な運用状況>

監査役は、各取締役との間で毎月1回、監査法人との間で四半期に1回以上意見交換会を開催しました。

また、監査役は、職務権限規程に定める重要な事項を多角的に検討する経営会議に出席するとともに、重要な決裁書を閲覧し、取締役の職務の執行状況を確認しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体とは、一切関係を持たず、反社会的勢力・団体から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で対応するものとします。また、当社は、社内に対応担当部門(総務部門)を設け、必要に応じて特殊暴力排除のための講習等を受講し、平素より関係行政機関等から情報を収集するとともに、連携して対応する体制を構築するものとします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

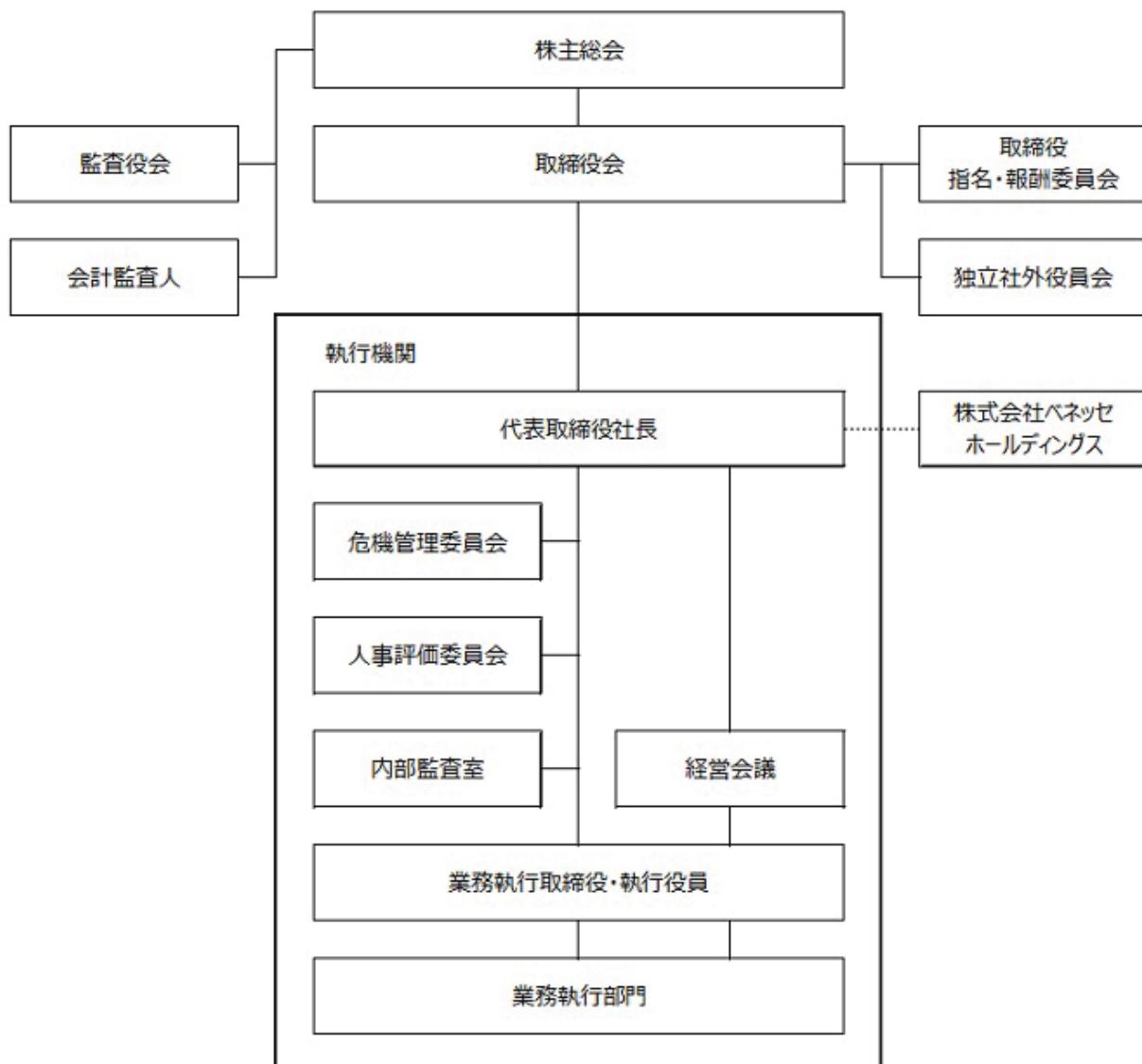
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入していません。当社が公開買い付けの対象となった場合は、取締役会としての意思を株主の皆様に明確に示すとともに、適正な手続に則り、対応します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制



【適時開示体制の概要】

株式会社東京個別指導学院
(証券コード : 4745 東証第一部)

1. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢について

当社は、会社法、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所が定める規則等の情報開示に関する法令に従い、投資者にとって有益な内容となるよう適時適切に情報開示を行います。また、法令に基づく情報開示以外の情報提供においても積極的に実施し、当社への理解を深めていただくとともに、経営の透明性・公平性を確保します。

2. 適時開示に係る社内体制について

重要な会議体で決議された決定事実、決算情報、及び当社各部門からIR担当取締役、執行役員又はIR業務を行う部門に集約された発生事実等の情報については、IR業務を行う部門が主管となり、法令及び適時開示規則等に照らして開示の要否や開示の内容等について、事前に協議いたします。その後速やかに、代表取締役社長にその承認を得、適時開示が必要と判断された事実について、IR 担当取締役又は執行役員が情報取扱責任者として、決議後または発生後遅滞なく適時開示を行います。

以上

